

令和7年度

中小企業

魅力発信

動画制作補助金

のご案内



WEBで!!

現在、ビジネスの最前線では、従来の枠組みにとらわれず、自社と他社の技術やアイデアを組み合わせて、革新的な製品やサービスを生み出そうとするオープンイノベーションへの動きが活発になっています。そして、その協業先を開拓する企業の担当者にとっても、まずは、インターネットで見込のありそうな企業の情報を収集することが、今や当たり前となっています。

インターネットで溢れる多くの情報の中から、いかに自社の製品やサービスに注目してもらうか？

その答えを導く方程式があります！

貴社の魅力や強みをお客様に効果的に伝える方程式！

製品 × サービス × 動画

～ 文字や写真だけでは伝わりにくい情報も一目瞭然 ～



荒川区はPR動画制作にかかる経費の一部を補助します！
貴社も動画を活用して業績アップを目指しませんか？



中小企業「魅力発信」動画制作補助金のポイント！

- ☑ 補助対象経費：動画サイトやホームページなどWEB上で広く公開される動画の制作委託経費
- ☑ 補助金限度額：10万円（補助率は動画制作経費の $\frac{1}{2}$ ※限度額と $\frac{1}{2}$ の額を比較して少ない方が補助金額です）
- ☑ 補助対象動画：「製品・サービス」、「技術力・生産体制」、「経営者や従業員の熱意・企業風土」などの特長を効果的に説明又は表現するもの

申請方法等詳細は裏面をご覧ください

中小企業“魅力発信”動画制作補助金 概要

一部抜粋。詳細は募集要項でご確認ください。

事業内容・目的

動画サイト等で自社の経営上の魅力や強みをPRする動画を制作する荒川区内の中小企業者に対して、制作経費を補助することで訴求効果の高いPR動画制作を支援し、販路開拓等のマーケティング力や事業連携による経営基盤等の強化促進を目的とするものです。

補助対象者

次の全ての要件に該当する場合が対象となります。

- ・中小企業基本法に定める中小企業者で区内に本社を有する者等
- ・税金を滞納していないこと。
- ・年度内にこの補助金を受けていないこと。 特例があります。

特例

年度内にこの補助金を受けていても、荒川区主催のビジネスコンテスト(新製品・新技術やビジネスプランを表彰するもの)で受賞した場合やモノづくりブランド「ara!kawa」認定企業など、一定の要件を満たすことで再度申請することができます。

補助対象事業

販路開拓や経営基盤強化等を目的とし、動画サイト等で公開するPR用動画(新規・リニューアルの別は不問)の制作経費の一部を補助します。

なお、動画で「製品・サービス」、「技術力・生産体制」、「経営者や従業員の熱意・企業風土」などの特長を効果的に説明又は表現できていること及び企業名、製品名、連絡先等が必ず明記されていることが必要です。

対象外の動画

- ・テレビコマーシャル
- ・単なるイメージ映像(視聴者に具体的な製品やサービス等の特長を想起させないもの)
- ・自主制作のもの
- ・経営者等の半生記や自叙伝に類するもの

補助対象期間

令和7年4月1日～令和8年2月27日 申請日の翌日以降に支払った経費が対象です。

補助対象経費

動画制作事業者への制作委託費 編集ソフト等の購入費等自主制作に係るものは対象外です。

補助内容

補助率 制作委託費の2分の1(千円未満端数切り捨て)

限度額 10万円

制作本数に制限はありません。ただし、10万円が総経費に対する限度額です。

申請方法

動画制作事業者と制作委託契約を締結する日の前日までに、荒川区指定の補助金交付申請書一式を下記の受付相談窓口へ提出してください。

詳しくは荒川区ホームページをご覧ください。

実績報告

動画制作後は、速やかに動画サイト等で公開した上で、荒川区指定の実績報告書一式を下記の受付相談窓口へ提出してください。

報告書様式は受付相談窓口で配布します。

その他

- ・申請及び実績報告の際に要する経費は全て申請者の負担となりますので、予めご了承ください。
- ・知的財産権等その他の権利侵害などに関する問題が発生した場合、荒川区は一切関知しませんので、申請者の責任において十分にご注意ください。

受付相談窓口

荒川区 産業経済部 経営支援課 産業活性化係(中小企業“魅力発信”動画制作補助金担当)

〒116-8501 東京都荒川区荒川2-2-3

電話 03-3802-3111(内線458) FAX 03-3803-2333